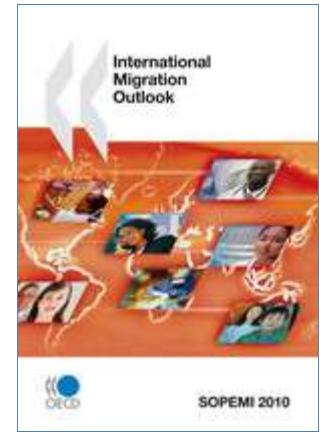


# OECD Multilingual Summaries

## International Migration Outlook: SOPEMI 2010



### 国際移民アウトLOOK：SOPEMI 2010年版

- 景気下降による労働需要の減少にもかかわらず、OECD加盟国では国際移民問題が依然として政策課題の上位に置かれている。年刊の本報告書は、OECD諸国における移民と移民政策の最近の動向について分析したものである。具体的には、過去10年間の生産年齢人口の変化に対する移民の寄与度や、今後10年間の生産年齢人口の伸びを牽引していく上で予測される移民フローが果たす役割に注目するとともに、留学生が学業修了後に受入国に留まる比率を初めて算出するなど、留学生にも焦点を当てている。
- 本報告書は、移民の入国、滞在、労働市場アクセスに適用される新たな法律など、移民政策に導入された主な変革についても調査している。また、移民の統合促進策とともに、労働市場のニーズやポイント制による選別的な移民の採用についても解説している。国境管理を改善し、非正規移民対策を推進するための国際協力についても詳細に分析している。
- また、性差、業種、契約のタイプなどを考慮して、移民の労働市場成果（就業率・失業率等の雇用状況）に対する経済危機の影響について調査しているほか、調査期間における自国出生者と外国出生者の人口動態についても調査している。

「国際移民アウトルック2010年版」によれば、OECD諸国への移民フローはわずかに減少している

外国人の永住合法移民（約440万人）は、2008年に、それまでの5年間の平均11%増から一転して6%減少した。しかし、この減少は主にわずか2、3カ国の減少によるものであり、また2007年に移民が急増した反動によるものでもあった。それでも、移民減少の動きは2009年も続き、経済危機の影響で大半のOECD諸国では移民が減少した。

#### 特に自由移動移民と家族移民が減少した

2008年には自由移動圏の域内移民がOECD地域では全移民の約25%、欧州では全移民の44%を占めた。ノルウェー、スイス、オーストリア、デンマークでは、この移民が全移民の優に半分以上を占めている。欧州諸国の中では、ポルトガル、スペイン、英国、イタリアが2008年には重要な労働移民先となったようであり、永住移民の20～30%が労働関連の理由によるものであった。他の国では、日本と韓国を除き、家族移民が引き続き永住移民の主流となっている。米国（65%）、フランス、スウェーデンでは、家族移民が依然として支配的である。

#### 景気下降の影響を受けているものの、一時的移民は依然として重要である

一時的移民は2000年代半ば以降増加していたが、2008年に減少に転じた。ただし、この減少が最も顕著だったのは一時的労働移民プログラムである。2008年のOECD諸国への一時的労働移民は、それまでの4年間の着実な増加傾向から一転して4%減少し、230万人強となったが、あらゆる兆候から2009年もさらに減少しそうである。2008年には季節労働、ワーキングホリデープログラム、企業内転勤は全て増加したが、主に有期労働移民などそれ以外のカテゴリーは減少した。一時的労働移民は、景気下降の影響を真っ先に受けた移民経路の1つでもある。

#### 一方、亡命者は増え続けている

OECD諸国への亡命者は2006年以降再び増加している。最大の受入国は39,400人の米国で、フランス、カナダ、英国、イタリアも全て3万人を超えている。国民1人当たりベースの主要な受入国はノルウェー、スウェーデン、スイスである。最も重要な送出国はイラク、セルビア、アフガニスタンである。

#### 留学生の増加はある程度永住につながる

全体として、留学生数は2000～2007年に2倍以上に増加し200万人を超えた。主な留学先は米国、英国、ドイツ、フランス、オーストラリアである。最も増加率が高いのはニュージーランド、韓国で、オランダ、ギリシャ、スペイン、イタリア、アイルランドがそれに続いている。留学生はOECD諸国にとって高度熟練労働移民の潜在的な源泉であり、「OECD国際移民アウトルック2010年版」では、滞在率—学生ビザを更新しない留学生の在留資格変更—に関する初の分析を試みている。この方法によると、滞在率は推計で15～35%、平均で21%である。

#### 中国からの留学生が10%を占め、ポーランド、インド、メキシコからの留学生はその半分未満である

留学生送出国の上位20カ国が2008年の全留学生の半数以上を占めたが、そのトップは中国、ポーランド、インド、メキシコである。1990年代末に比べ最も留学生送出数が増えたのはコロンビア、中国、ルーマニア、モロッコである。しかし、フィリピンとロシアの留学生送出数は2000年以

降、減少している。ポーランドから他の欧州諸国への留学生数は2008年も高水準を維持した。

多くのOECD諸国では近年、人口の伸びの大半、そして生産年齢人口に加わる人口の大部分は国際移民によるものであった

移民率がほぼ現行水準のままであれば、OECD諸国の生産年齢人口は、2000～2010年の8.6%増に対し、2010～2020年には1.9%増となる。2003～2007年の人口増の59%は移民によるものであった。移民は新たに加わった生産年齢人口の最大で3分の1を占めているが、子供や高齢者の移民によってこの寄与度は低減している。人口増の主な牽引力が自然増であったのはフランス、米国、ニュージーランドのみである。多くの国—南欧諸国、オーストラリア、チェコ—では、人口増の約90%が移民によるものであった。

それでもなお、雇用の伸びは、国際移民ではなく、居住者の就業率上昇による面が大きい

全体として、雇用の伸びのうち51%は居住者の就業率上昇によるもの、39%は国際移民によるものであるが、OECD諸国間で大きな差がある。主に居住労働者の利用増によって雇いを伸ばした国の多くは、デンマーク、スイス、スウェーデンなど就業率が75%以上という比較的高い国である。これに対し、英国を除き、雇用の伸びが主に外部資源による国は、就業率がOECD平均を下回っていた。

2010年版は、移民政策における構造的・制度的進展につきレビューしている・・・

供給主導型の制度が引き続き永住プログラムの求職者優遇へと移行しているように（オーストラリアとカナダ）、ポイント制の利用（デンマーク、英国、オランダ）などの高度熟練移民の重視策が続いている。あらゆる技能水準の移民受け入れに道を開いた国（スウェーデン）もあるが、他の国の場合、非熟練移民への道が開かれたのは、一部の季節労働プログラムが、この種の一時的移民を受け入れやすくする方向へと修正されたただけであった（オーストラリア、ポーランド）。

統合・帰化政策の構造的・制度的動向についても取り上げている

家族合流政策は多くの場合、居住要件や所得要件など、制限的な基準を課す方向へと変更されている。家族合流の条件として、言語テストや市民権取得テストを利用するケースが引き続き増えている。

一部の政策変更は特に金融危機に関連したものと見ることができる

2008～2009年に導入された新たな移民政策の多くは、景気下降に伴う課題への対処を狙いとしたものであった。多くのOECD諸国では、労働移民の経路が綿密に調査され、入国基準が改定された。失業中の移民については、一時滞在許可を更新できないとする規定の採用や（スペイン、アイルランド）、帰国支援の提供が行われた（スペイン、日本、チェコ）。移民の割当人数を削減した国もある（イタリア、韓国、スペイン、オーストラリア）。

本報告書は、経済危機がOECD諸国の移民の雇用に過度の影響を及ぼしていることに

---

注目している

ほぼ全てのOECD諸国で、2008～2009年の失業率の上昇幅は、自国出生者より外国出生者の方が大きかった。同様に、大半のOECD諸国で、就業率の低下幅も自国出生者より外国出生者の方が大きかったが、一部の国では、移民の労働参加率の上昇によってその影響は相殺された。景気下降期にはほぼ全てのOECD諸国で自国出生者の総雇用者数は減少したが、多くの国で、外国出生者の総雇用者数は大幅に増加した。それでも、雇用の伸びは移民の流入が続いていることによる外国出生労働者の増加に追いつけなかった。

---

特に影響を受けているのは若年層の移民である

大半のOECD諸国では、外国出生の若年層の方が自国出生の若年層より就業率は大きく落ち込んでいる。若年層（15～24歳）の雇用者数は全体で2008年第2四半期以降の1年間に7%減少したが、若年層の移民の減少率はこの水準の2倍にも達した。さらに、失業率も若年層の移民ではすでに高くなっており、2009年には、米国で15%、カナダで20%、EU15カ国で24%を記録した。若年層と移住歴の浅い移民の労働市場への迅速な統合が、移民の長期的な統合を実現するための主要な決定要因の1つと認められているので、若年層の就業率が低いことは憂慮される。景気後退は「後遺症」を残す恐れがある。入国後すぐに職に就けない移民は、労働市場で白い目で見られることになりかねないからである。言語、訓練、助言（メンタリング）、技能修習は、景気下降期に強化すべき特に重要な政策対応であると思われる。

---

しかし、移民女性の方が移民男性より影響は少ない

外国出生女性は外国出生男性ほど危機の影響を受けていない。男性の方が、最も大きな打撃を受けた業種（建設、製造、金融）に集中しているからである。ベルギーとハンガリー以外の全ての国で、外国出生女性の失業率は外国出生男性の失業率ほど上昇していない。外国出生女性が、男性家族の所得喪失分を穴埋めしようとする場合によく見られるように、労働参加率を高めている国もある。

---

移民を失業しやすくしている要因が、積極的労働市場政策を移民に届きにくくもしている

本報告書は、移民の最近の労働市場成果の決定要因について調査している。移民は景気変動に敏感な業種に偏る傾向があり、一般に雇用契約の安定性が低く、一時雇用の場合が多く、雇用期間が短く、選別的な解雇の対象になりやすい。移民は、公務員制度や、最低雇用期間や恒久的雇用契約を要する制度など、適格要件が明示的にも暗黙的にもその国の滞在期間や行政上の身分とリンクしているある種の措置から事実上排除されている。本報告書は、政策によって移民の雇用面への長期的悪影響の削減に寄与し得るいくつかの分野を特定している。

---

2つの特別な章が時事問題に充てられている

2つの特に顕著な問題について特別な章を割いて論じられている。1つは移民に関する世論がどのように形成されるかを検証した章、もう1つは帰化の決定要因と労働市場への影響について検証した章である。

---

1つ目の章は世論と移民の問題を取り上げている

---

この章では、過去10年間に行われた多くの世論調査を分析し、移民に関する世論形成について新

たな実証的知見を提示している。移民の経済的・文化的影響に関する世論形成と移民政策を巡る選好形成の両者において個人の特徴が果たす役割が評価されている。分析から明らかになった主なポイントの1つは、移民の経済的・文化的影響についての考えが移民の受け入れに対する個人の態度に大きく影響する、ということである。移民と移民政策の問題に関する公共の討論は、今でも概してメディアによるこれらの問題の取り扱い方や、いくつかの集団的信念の影響によって決定されている。一部の人々は、分配効果のためばかりでなく、とりわけ、文化的多様性をどれほど重要視するかによっても、移民に関して異なる立場をとる可能性が高い。したがって、大事なのは、移民問題に関する世論の合意（コンセンサス）を求めるのではなく、一般的な考えや誤解の影響を抑えることである。これに関しては、移民政策改革によって、移民の経済的、社会的、文化的影響に関する国民の知識と理解を高める必要がある。この目標を達成するには、国際移民の規模に関する透明性の強化、情報アクセスの改善、比較可能な国際移民統計の整備が必要である。利益団体との定期的かつ公開の討論は、関連のリサーチ結果に基づいて行うべきである。国民の知識は、移民問題に関するメディアの客観的でより幅広い取り扱いを通じて、改善することができる。

---

2つ目の章は、帰化が労働市場への統合に及ぼす影響を分析している

---

OECD諸国における移民の市民権取得状況は一様ではない。移民が定住している国では、ほぼ全ての正規移民が入国後10年以内に国籍を取得している。欧州のOECD諸国では、帰化した長期居住移民の割合がこの10年間に上昇している。移民帰化率は移民グループによって異なる。ほぼ全ての国で、市民権取得率は低所得国出生の移民の方が高所得OECD諸国出生の移民より高くなる傾向がある。また、移民女性の方が移民男性より受入国の国籍を取得する可能性が高く、高等教育を受けた移民の方が受けていない移民より受入国の国籍を取得する可能性が高い。帰化した移民の方が帰化していない移民より労働市場成果は良好になる傾向がある。特に低所得国出生の移民や移民女性についてはそうである。帰化した移民は帰化以前からすでにより良好な労働市場成果を得ている傾向があるが、帰化後に労働市場成果はさらに改善しており、このことは、帰化そのものが移民の労働市場成果に好影響を及ぼすことを示唆している。労働市場成果の改善は、労働市場への参入障壁の低下、流動性の高まり、差別の減少によるものかもしれない。帰化は、より高給の職種や公務員職への移民のアクセスに特に影響しているように思われる。本章から引き出される教訓の1つとして、二重国籍の制限や極めて制限的な適格性基準などといった障壁の引き下げは移民全体の労働市場成果の改善に寄与する、ということが挙げられる。すでに適格性を満たしている移民には受入国の国籍取得を奨励すべきである。

© OECD

本要約はOECDの公式翻訳ではありません。

本要約の転載は、OECDの著作権と原書名を明記することを条件に許可されます。

多言語版要約は、英語とフランス語で発表されたOECD出版物の抄録を翻訳したものです。

OECDオンラインブックショップから無料で入手できます。

[www.oecd.org/bookshop](http://www.oecd.org/bookshop)

お問い合わせはOECD広報局著作権・翻訳部にお願いいたします。 [rights@oecd.org](mailto:rights@oecd.org)  
fax: +33 (0)1 45 24 99 30.

OECD Rights and Translation unit (PAC)  
2 rue André-Pascal, 75116  
Paris, France

Visit our website [www.oecd.org/rights/](http://www.oecd.org/rights/)

